

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名 : 有限会社山水造園土木 (法人番号2030002033753)
業者の住所 : 埼玉県狭山市南入管337-8
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年10月31日 から 令和8年1月30日 まで(3か月)
- 3 指名停止措置の範囲 : 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、新潟県及び長野県
- 4 事 実 概 要 : 上記有資格業者は、当局発注の「令和7年度横田飛行場周辺地区緑化対策工事(立木伐採等)その2」の入札において、落札決定後に契約を辞退し、国の業務執行を停滞させた。
- 5 指名停止措置理由 : 上記事実は、信頼関係を著しく損なう行為であり、「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第15号(不正又は不誠実な行為)に該当するため、指名停止措置を行うものである。

○ 指名停止措置要領(抄)
付表第2

措 置 要 件	期 間
(建設業法違反行為) 15 付表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事請負契約等の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1月以上9月以内